

令和5年5月26日公表
令和7年4月1日改訂
財務省国際局外国為替室
対外取引管理室

令和5年6月1日施行の支払告示・資本取引告示のFAQ

【定義】

Financial Action Task Force (FATF)	FATF
外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）	外為法
外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第97号）	支払告示
外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第99号）	資本取引告示

(問1) 今回の支払告示及び資本取引告示の改正内容及び趣旨如何。

(答) FATF第四次対日相互審査における指摘等を踏まえ、タリバーン関係者等、テロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等及びイランの核活動等に関する者に関する外為法に基づく規制については、第三者の名義で行われる支払等や間接的に行われる支払等及び資本取引をより一層明確に規制していく必要があり、今般、これらについて明確化を図るため、関連の支払告示・資本取引告示を改正するものです。

(問2) 支払告示第1号(イ、ロ、ホ、チ)及び資本取引告示第1号から第3号までにおいて規定している「対象者(当該非居住者)のために対象者(当該非居住者)以外の名義で行われるものその他の当該対象者(当該非居住者)のために直接又は間接に行われるもの」というのは、どのような取引を指しているのか。

(答) 制裁対象者による制裁対象者の名義で行われる支払等及び資本取引だけでなく、制裁対象者以外の名義(第三者の名義)で行われる支払等及び資本取引や、制裁対象者以外の第三者が制裁対象者の指示又は依頼を受けて制裁対象者のために行う支払等及び資本取引を指します。なお、当該支払等及び資本取引には、制裁対象者の財産の処分や預金債務の履行(当該財産や当該預金を制裁対象者が一部共有している場合を含む)及び当該財産から生じた又は得られた財産や当該預金の利息の付与に伴うものを含みます。

また、実際の規制の考え方については、問3(答)もご参照ください。

(問3) 今回の改正の対象外となっている制裁対象者(「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」等)については、制裁対象者のために第三者の名義で行われる支払等や資本取引といった、制裁対象者のために間接に行われる支払等及び資本取引の規制の対象外となるのか。

(答) 外為法の支払等及び資本取引の規制については、形式的な名義等が誰であるのかではなく、支払等及び資本取引の意思決定を行っている実質的な当事者が誰であるのか、その利益が誰に帰属するのか等を総合的に勘案し、規制の該否が判断されるものであり、改正前の規定においても、こうした第三者の名義で行われる支払等及び資本取引や間接に行われる支払等及び資本取引については規制の対象となっています。今回の改正は、規制対象の範囲を変更するものではなく、FATF第四次対日相互審査における指摘等を踏まえ、当該規制の対象の範囲をより明確化する趣旨で行うものです。よって、今回の改正前後において、こうした考え方に変わりはなく、今般の改正対象となっていない制裁対象者(例:「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」)に関しても、第三者の名義で行われる支払等や間接的に行われる支払等及び資本取引について、引き続き規制の対象となっています。

(問4) 支払告示第2号(二、ホ)において制裁対象者に実質的に支配されている法人その他の団体に対する支払等も規制対象としているが、規制の趣旨如何。

(答) 支払告示第1号(イ、ロ、ホ、チ)及び資本取引告示第1号から第3号までにおいて、制裁対象者以外の名義(第三者の名義)で行われる支払等や資本取引といった、制裁対象者のために行っているものについて、規制の対象となることを明示しています。他方、実質的な支払等や資本取引を行う者を特定することは困難な場合もあることから、当該支払告示の規定の実効性を確保する観点から、同告示において第2号(二、ホ)を追加し、制裁対象者に実質的に支配される法人その他の団体への支払等についてすべからず規制の対象とし、当該制裁対象者への資金の移転の防止を適切に図るものです。

制裁対象者が実質的に支配している法人その他の団体との間の支払等については、支払告示第1号(イ、ロ、ホ、チ)と異なり、当該法人その他の団体の行為が代理等を通じて制裁対象者のために行っているものであるか否かにかかわらず、規制の対象に該当することになります。

(問5) 支払告示第2号(二、ホ)に規定する「実質的に支配されている法人その他の団体」とは、具体的にどのような場合に該当するのか。

(答) 「実質的に支配されている法人その他の団体」とはケースバイケースで判断する必要がありますが、例えば一つの基準としては、制裁対象者が当該法人の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合(いわゆる「50%ルール」等)が該当します。

(問6) 制裁対象者のために第三者の名義で行われる支払等、制裁対象者のために間接に行われる支払等及び制裁対象者に実質的に支配されている者との支払等について、銀行等は外為法第17条に基づく確認義務について、どのように履行すればよいのか。

(答) 外為法上の支払等規制に違反する疑いがある支払等、高リスクと評価され慎重な確認が必要であると認められる顧客に関する支払等及び資本取引について、例えば、公知の情報の追加的な調査や顧客へのヒアリングにより更なる情報を取得する、或いは支払等の原因となる原取引に関する資料の提示を求めるなど、こうした慎重な確認を行うことにより、外為法第17条に基づく確認義務を履行することが考えられます。

(注) 制裁対象者のために第三者の名義で行われる資本取引及び制裁対象者のために間接に行われる資本取引についても、上記支払等と同様の方法等により、慎重な確認を行うことが考えられます。

(以上)